

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成30年7月4日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1800007号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1800006号

第1 結論

昭和48年*月から昭和59年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年*月から昭和59年3月まで

私が20歳になった昭和48年*月頃に、母親が、A市B区役所で私の国民年金の加入手続きをし、結婚するまでC郵便局で私の国民年金保険料を毎月納付してくれ、結婚後の昭和58年8月頃からは、妻が、引き続き保険料を郵便局又は銀行で納付してくれた。

昭和59年4月にA市D区に引っ越した際、妻が、自身の国民年金の加入手続きと私の国民年金の住所変更手続きにA市D区役所に行ったところ、持参した私の国民年金手帳は回収され、その場で夫婦二人の新しい年金手帳が交付された。また、その際、持参した請求期間に係る国民年金保険料の領収書は、不要なので捨ててよいと言われたので、既に処分してしまったと妻から聞いた。

請求期間の国民年金保険料が未加入による未納となっているのは、納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳になった昭和48年*月頃に、母親が、A市B区役所で請求者の国民年金の加入手続きを行ってくれたと主張しているが、請求者から提出された年金手帳(写)に記載されている国民年金手帳記号番号は、A市D区で払い出された番号であることが確認できる上、請求者の国民年金の加入手続きが行われた時期は、当該番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和59年12月頃と推認され、請求者の主張する加入手続き時期及び加入手続き場所と一致しない。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたとする母親及び妻は、郵便局又は銀行で、毎月納付していたと主張しているが、A市が作成した国民年金に関する資料によると、同市の国民年金保険料の納付周期が毎月となったのは昭和61年4月からであることが確認できることから、母親及び妻の主張と一致しない。

さらに、請求者から提出された年金手帳（写）によると、請求者が初めて国民年金の被保険者になった日は昭和 59 年 4 月 1 日と記載されている上、当該日付はオンライン記録とも一致しており、同日前に国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、請求期間当時、請求者は国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査においても、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、請求期間は*か月と長期間に及んでおり、これだけの期間の事務処理を行政機関が続けて誤ることは考え難い。

このほか、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1800010号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1800015号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支社(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年1月31日から同年2月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社B支社における資格喪失日が昭和63年1月31日となっているが、私は、同社に同年1月31日まで在籍していたという認識なので、資格喪失日は同年2月1日になるはずである。

調査の上、昭和63年2月1日を資格喪失日として厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社B支社に昭和63年1月31日まで在籍していたと主張している。

しかしながら、C社から提出された請求者に係る人事記録(写)によると、請求者の退職年月日は昭和63年1月30日と記載されており、雇用保険の加入記録における請求者のA社B支社に係る離職年月日と一致していることが確認できる。

また、C社から提出された請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失証明書」(写)及びD企業年金基金から提出された請求者に係る「加入員適用記録照会」によると、請求者の資格喪失年月日は、ともに昭和63年1月31日と記載されており、オンライン記録における請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と一致している。

さらに、C社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除していないと回答している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1800019号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1800014号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年12月

A社において、平成14年12月に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録がない。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成14年12月支給分賞与明細書(写)により、請求者は、A社から賞与の支払を受け、当該賞与額の1000分の5に相当する保険料を控除されていることが確認できる。

しかしながら、賞与に厚生年金保険料が賦課され、標準賞与額として記録されるようになったのは、総報酬制が導入された平成15年4月1日以降に支払われた賞与からであり、請求期間の賞与は、総報酬制導入前に支払われたものであるため、当該賞与から控除された保険料は、特別保険料(総報酬制導入前の賞与等に賦課され、年金額の計算の基礎とならない保険料)であったものと認められる。

したがって、当該特別保険料については、前述のとおり年金額の計算の基礎とならないこととされていたことから、記録の訂正を認めることはできない。